

[事案 2021-192] 新契約無効請求

・令和4年6月6日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年1月に契約した利率変動型終身保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

- (1)学資保険を検討していたところ、募集人に学資保険の代わりになると言われ、本契約を勧められた。
- (2)募集人からは、自分が52歳になる17年後には、既払込保険料累計額と解約返戻金額が同額となり、運用次第では元本が増えている可能性があるとの説明を受けたが、元本割れのリスクに関する説明は曖昧であった。
- (3)募集人の携帯電話に架電したが、折り返しがなく、契約内容や運用状況を知ることができなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が、17年後に解約返戻金が既払込保険料額と同等となると説明した事実はない。
- (2)募集人は、解約返戻金等の額について、設計書や重要事項説明書（注意喚起情報）を用いて、積立利率は最低保証されていること、仮に金利が上昇することがあれば積立利率も上昇するが断言はできないこと、契約締結から申立人が52歳になるまでの期間を含め、解約返戻金が既払込保険料額を下回る可能性があることを明確に説明した。
- (3)申立人は、契約締結後から17年で解約した場合に、解約返戻金が既払込保険料を上回るようにしたいとの意向を契約時には有しておらず、募集人もそのような要望を聴取していない。
- (4)募集人は、申立人から連絡を受けた際、すぐに解約返戻金額を確認できない状況であったことから、保険会社のWEBサービスにて直近の解約返戻金額を確認できることを説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。